

排水設備をつくりましょう

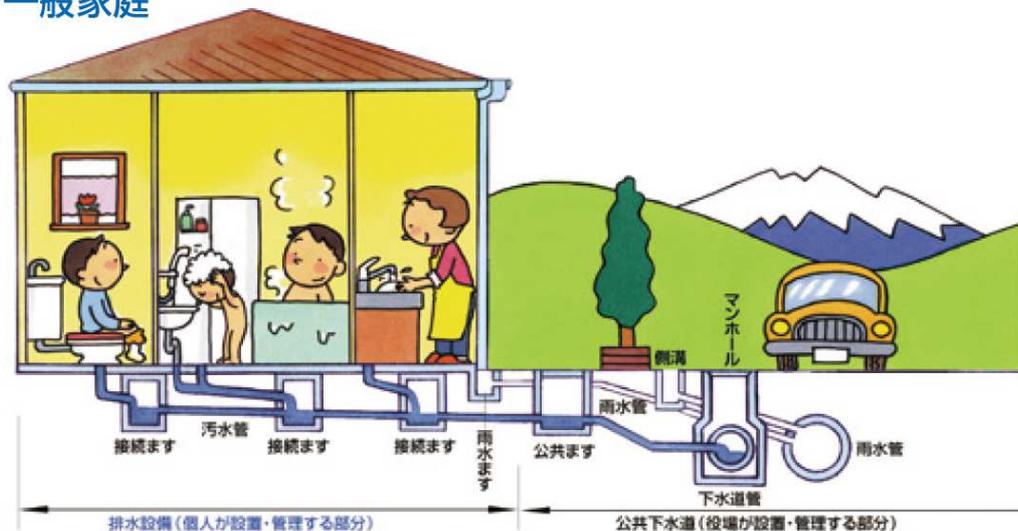
公共下水道が整備され、下水処理場で汚水を処理することができる地域を「処理区域」といいます。公共下水道が使用できるようになりますと、供用開始の年月日、区域などをお知らせいたします。そうしますと、処理区域のご家庭では汚水を直接公共下水道へ流すための「排水設備」を作っていただくことになります。

排水設備とは

下水道は町が道路などに建設し、管理を行う「公共下水道」と個人の敷地内などに設置し、ご家庭から出る汚水を直接公共下水道へ流すための「排水設備」からなっています。排水設備は排水管や汚水ますなどで個人で作り、補修点検などの管理をしていただくことになっています。又、与那原町の下水道は分流式公共下水道ですので、雨水等は下水道に汚水と一緒に流すことができません。

排水設備の設置例

一般家庭



トイレの水洗化は3年以内に

公共下水道が完成し、お住まいの地域が処理区域になりますと、くみ取り便所は公共下水道が使用できるようになった日から3年以内に、公共下水道に直接流す水洗トイレに改造しなければなりません。(下水道法11条の3)

また、処理区域では、水洗トイレにしないと住宅などを新築することはできません。

排水設備は遅延なく設置を

台所や浴室、洗濯などの汚水を道路の側溝や水路に流している場合、できるだけ早く公共下水道に直接流す排水設備を設置しなければなりません。(下水道法第10条)

し尿浄化槽は廃止しましょう

し尿浄化槽は汚水を直接公共下水道に流すものではなく、くみ取り便所と同じ扱いです。そのままですと公衆衛生上も好ましくありません。し尿浄化槽は、公共下水道が使用できるようになった日から速やかに廃止して、公共下水道に直接流すようにしなければなりません。

建物所有者が「排水設備」をつくります。

排水設備の工事は、建物所有者に義務づけられています。ただし、借家人など土地や建物の所有者以外でも建物の所有者の同意があれば、排水設備の工事を行うことができます。

